

様式第8（第11条関係）

平成28年度島根県電源立地地域対策交付金事業評価報告書

奥農林第104号  
平成29年6月7日

島根県知事 溝口善兵衛 殿

住所 島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1  
氏名 奥出雲町長 勝田康則

平成28年6月29日付け指令地第187号をもって交付の決定の通知を受けた電源立地地域対策交付金にかかる交付金事業の成果の評価について島根県電源立地地域対策交付金交付要綱第11条第3項の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

I. 事業評価総括表

単位：円

番号	措置名	交付金事業者名又は 間接交付金事業者名	交付金事業に要した経費	交付金充当額	備考
1	公共用施設に係る 整備、維持補修又は 維持運営等措置	島根県奥出雲町	4,472,000	4,472,000	(総事業費 22,648,680)

(備考) 事業が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること

II. 事業評価個表

番号	措置名	交付金事業の名称		
1	公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置	横田市街地街路灯改修工事		
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		奥出雲町		
交付金事業実施場所		奥出雲町横田1121-1 他53カ所		
交付金事業の概要		横田地区街路灯の更新(H=5.0m 1灯用アーム式LED灯) (既設撤去にて更新：42基、既設支柱活用にて灯具のみ更新：12基、既設撤去のみ：10基)		
総事業費(円)	4,472,000	交付金充当額(円)	4,472,000	
交付金事業の成果目標	<p>横田市街地の街路灯は、夜間における歩行者の安全確保や犯罪発生の防止に極めて重要な役割を果たしており、今後も安心して暮らせるまちづくりを行ううえで不可欠なインフラです。設置から24年が経過し、風雨による支柱の錆や、車両などの衝突等に起因する曲りが発生し、景観の悪化や安全性の低下が懸念され、更新の時期を迎えています。また、この街路灯は、地元商店や自治会等の地元住民により組織される街路灯管理者(ニュータウンよこた)が電気料金、及び維持管理費を負担しており、人口減少による地域経済の落ち込みが続く中、住民の負担感が増加している状況にあるため、高効率照明化によるランニングコストの低減が求められており、街路灯管理者及び地元住民から更新の要望もなされています。</p> <p>このような事情から、本交付金を活用し横田市街地街路灯を更新することで、引き続き夜間照明を確保し、夜間における歩行者の安全確保や犯罪の防止、景観の改善を目指します。また、水銀灯からLED灯へ更新することで、電気使用量の低減とランプ交換頻度の低減も期待でき、街路灯管理者の負担感を軽減することを目指します。</p>			
交付金事業の成果指標	上記目標を達成するために、地元住民及び街路灯管理者への聞き取りを行い、満足度100%を目指します。			
交付金事業の成果及び評価	<p>本交付金事業の成果を図るため、地元住民及び街路灯管理者(ニュータウンよこた)に対し街路灯整備事業におけるアンケート調査を実施しました。(地元住民に対しては、街路灯整備範囲に位置する自治会の会長へ(計15名)、街路灯管理者であるニュータウンよこたについては4名へ依頼し、計19名へ依頼を行いました。)</p> <p>アンケート結果は19名中15名から回答があり、夜間における歩行者の安全確保、犯罪の防止効果、景観、維持管理費について、9割の方が効果の増加又は同程度の効果が継続されたと回答されました。また、総合的な満足度では、満足であるが7名、更なる改善点はあるが総じて満足であるが6名、どちらともいえないが2名となり、8割以上が総じて満足という結果となりました。</p> <p>アンケートの中では、街路灯が不足しているとの意見もあり、今後も地域における人口動態や住民の生活様式を勘案し、次回更新時に反映できるように努めたいと思います。</p>			
交付金事業の契約の概要				
契約の目的		契約の方法等	契約の相手方	契約金額(円)
街路灯整備工事		指名競争入札	有限会社 大原電気	22,648,680
計				22,648,680
成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無	無	交付金事業の成果の再評価を行う場合の予定年度	該当なし	

(備考)

- (1) 事業ごとに作成すること。
- (2) 番号の欄は、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。
- (3) 交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第1条（目的）を踏まえて具体的に記載すること。
- (4) 交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。
- (5) 交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。
- (6) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。
- (7) 成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、その名称及び構成員等を記載すること。